

吹田市健都イノベーションパーク利用事業

(第2アライアンス棟(第I期)整備・運営事業)別紙5 定期借地権設定契約書(案)

修正箇所対照表 (令和7年5月21日時点)

_____ は修正箇所

修正前	修正後
◆定期借地権設定契約書(案) 5ページ	
(各種調査) 第13条 乙は、事業用地に文化財保護法(昭和25年法律第214号)上の周知の埋蔵文化財の包蔵地(遺跡名:明和池遺跡)が含まれていることを踏まえ、文化財保護法に基づく手続きが必要となる場合、埋蔵文化財の調査等を行う。 2 前2項にかかる費用、その他各種調査にかかる費用は、その原因が甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。	(各種調査) 第13条 乙は、事業用地に文化財保護法(昭和25年法律第214号)上の周知の埋蔵文化財の包蔵地(遺跡名:明和池遺跡)が含まれていることを踏まえ、文化財保護法に基づく手続きが必要となる場合、埋蔵文化財の調査等を行う。 2 前項にかかる費用、その他各種調査にかかる費用は、その原因が甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。
◆定期借地権設定契約書(案) 6ページ	
(建物及び借地権の譲渡、土地の転貸) 第16条 (略) 4 乙は、第3条第4項の用途として使用する者又は前条第2項に定める団体等には本件借地権を譲渡できない。	(建物及び借地権の譲渡、土地の転貸) 第16条 (略) 4 乙は、第3条第4項の用途として使用する者又は前条第3項に定める団体等には本件借地権を譲渡できない。